

I 短期集中的な保育サービスの拡充 (緊急3か年事業)

事業実施の背景

【目標】

多様な保育サービスの競い合いにより、大都市東京に合ったサービスを拡充し、待機児童5千人の解消に取り組む
(「10年後の東京」計画)

【現状】

保育サービス定員は着実に増加、しかし待機児童数も増加

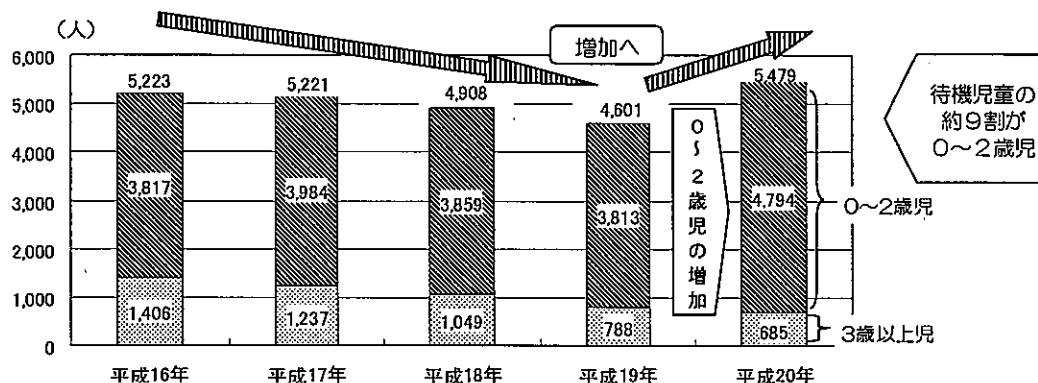
◆保育サービス定員

19年度 179,930人 ⇒ 20年度 183,582人 (3,652人増)

◆待機児童数

19年度 4,601人 ⇒ 20年度 5,479人 (878人増)

【待機児童数の推移】



取組の方向

◇保育サービス拡充緊急3か年事業により保育サービス定員を15,000人分整備
(平成20年度～22年度)

保育サービスを一層充実

◆21年度の具体的な取組

- 待機児童の解消に向けて、0～2歳児に対し重点的に保育サービスを拡充
- 区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援
- 一時預かりの充実など、待機児童解消に資する取組を支援

区市町村の保育サービス拡充の取組を更に加速

具体的取組内容

【待機児童解消区市町村支援事業】(21・22年度)

- ◆待機児童解消に向けた区市町村の取組を柔軟に支援する補助制度を創設し、0～2歳児の定員拡充につながる取組を支援します。

◆支援する区市町村の取組(例)

- 保育所等の開設準備支援
 - ・保育所の開設前家賃補助
 - ・認証保育所等の初度備品整備
 - ・家庭福祉員の開業支援
- 事業者負担軽減のため開設準備経費補助の上乗せ
- 待機児童解消に資する事業
 - ・一時預かり実施のための施設整備等
 - ・定員弾力化実施に向けた取組

＜年齢別待機児童数(平成20年4月1日現在)＞

0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
848	2,678	1,268	512	173	5,479
15.5%	48.9%	23.1%	9.3%	3.2%	100.0%

87.5%

重点的に支援

- 0～2歳児について、4月1日現在の待機児童数以上の定員拡充のための整備を実施する場合等⇒補助率UP【1/2→3/4等】

【認証保育所の設置促進】

◆駅前5分の補助要件緩和(21・22年度)

- 「駅前徒歩5分以内」の開設準備経費補助要件を緩和することで、区市町村の必要に応じた整備が可能となり、多様な事業者の参加が見込まれます。

◆開設準備経費無利子貸付制度の充実

- 無利子貸付の上限額を引き上げることで、事業者負担の軽減を図ります。
(1,500万円⇒3,000万円)

【保育の質の向上に向けた取組】

◆認証保育所等運営指導・研修事業

- 新設の事業者に対して、専門職(保育士・栄養士)を活用した開設後早期の運営指導を実施します。
- 認証保育所施設長研修、家庭福祉員研修、認可外保育施設職員研修を実施します。

◆保育人材確保事業

- 保育士OB等に対して、効果的な再就職支援を行い、人材確保を図ります。

【既存の保育サービス拡充緊急3か年事業】(20～22年度)

- マンション等併設型保育所設置促進事業
- 認可保育所サービス向上支援事業
- 認定こども園設置促進事業
- 家庭福祉員の拡充

■保育サービス拡充緊急3か年事業の着実な実施(20～22年度)

	認可保育所	認証保育所	認定こども園	家庭福祉員	計
20～22年度の整備数	6,500人	6,500人	1,500人	500人	15,000人

第1

子どもが健やかに生まれ、育まれる社会 を目指します

【子ども家庭分野】

1 短期集中的に保育サービスを拡充します

～保育所待機児童5千人の解消～

保育所待機児童の解消に向けて、多様な保育サービスを組み合わせ、年齢別の保育ニーズに見合ったサービスを提供するなど、平成20年度からの3年間で1万5千人分の保育サービスを整備する「保育サービス拡充緊急3か年事業」を実施します。

主な事業展開

- ◎◎ 待機児童解消区市町村支援事業【新規】 1,000 百万円
 - ・ 保育所の開設前家賃補助、初度備品整備といった保育所等の開設準備支援、事業者負担軽減のための開設準備経費補助の上乗せなど待機児童解消に向けた区市町村の取組を柔軟に支援する補助制度を創設し、0～2歳児の定員拡充につながる取組を支援します。
100人以上の定員（0～2歳児）拡充を行うなど、待機児童の解消に向け、一定の要件を充たした場合は重点的に支援します。[補助率 1/2（重点支援3/4等）]

- ◎◎ マンション等併設型保育所の設置促進 185 百万円
 - ・ 賃借物件の改修経費等を補助することにより、大規模マンション等に併設する小規模施設や保育所分園の設置を促進します。
[13か所（負担割合）都 1/4、区市町村 1/4、設置者 1/2]

- ◎◎ 認可保育所のサービス向上支援 42 百万円
 - ・ 入所定員の増、年齢別定員の見直し、0歳児保育の実施等、認可保育所のサービス向上・改善に向けた保育所の改修事業を支援します。
[7か所（負担割合）都 1/4、区市町村 1/4、設置者 1/2]

- ◎◎ 認証保育所等開設資金無利子貸付 300 百万円
 - ・ 開設準備経費等の無利子貸付制度により、事業者負担を軽減し、認証保育所等の設置を促進します。[上限額3,000万円]

㊦〇 認証保育所開設準備経費補助の要件緩和【新規】

- ・ 「駅前徒歩5分以内」の補助要件を緩和することで、区市町村の必要に応じた整備が可能となり、多様な事業者の参入が見込めます。

㊦〇 認定こども園の設置促進

包括補助

- ・ 認定こども園としての機能を十分発揮できるよう都独自の補助を実施するほか、設置促進のために経営コンサルタントの活用等を行う区市町村を支援します。[経営コンサルタントの活用等：補助率 10/10（平成 20～22 年度の 3 か年、子ども家庭支援区市町村包括補助事業）]

保育サービス拡充緊急 3 か年事業
「3 か年で定員 1 万 5 千人分の保育サービスを整備」

	20 年度	21 年度	22 年度	合 計
認可保育所	1,700 人増	2,200 人増	2,600 人増	6,500 人増
認証保育所	2,130 人増	2,490 人増	1,880 人増	6,500 人増
認定こども園	480 人増	480 人増	540 人増	1,500 人増
家庭福祉員	152 人増	165 人増	183 人増	500 人増
合 計	4,462 人増	5,335 人増	5,203 人増	15,000 人増

(注) 認定こども園の定員数は、①幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子
②幼稚園型の保育に欠ける子どもの定員 の合計

㊦〇 保育人材確保事業【新規】

12 百万円

- ・ 保育士 OB 等の有資格者に対して、再就職支援研修・就職相談会を一体的に実施することにより、保育人材の確保を図ります。[受講者 400 人]

㊦〇 認証保育所等運営指導・研修の充実【新規】

23 百万円

- ・ 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行います。
- ・ 施設長研修、家庭福祉員研修等を実施し、保育の質の向上を図ります。

㊦〇 事業所内保育の推進

172 百万円

- ・ 企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組を推進するため、事業所内保育施設を設置する企業等を引き続き支援します。

[平成 19～23 年度の 5 か年で計 120 事業所]

㊦〇 一時・特定保育事業の充実

519 百万円

- ・ 一時保育事業の実施主体を認証保育所に拡大するなど、地域における子どもと家庭の福祉の向上を図ります。

㊦ 病児・病後児保育事業の充実【一部新規】

389 百万円 包括補助

- ・ 病児対応型施設の設置促進を図るとともに、サービス向上や、定員増による受入枠拡大に向けた事業者の取組を支援します。【新規】 [一部子ども家庭支援区市町村包括補助事業]
- ・ 病児対応型施設を核に、施設の利用や保育スタッフの派遣、看護師の巡回等をコーディネートして症状に応じた最適なサービスを提供する病児・病後児保育ネットワークの構築を支援します。【新規】 [子ども家庭支援区市町村包括補助事業]
- ・ 病児・病後児保育施設を活用して、保育所等や利用者に対して病児のケアに関する技術的な支援や情報提供を行います。 [子ども家庭支援区市町村包括補助事業]

認証保育所制度のさらなる設置促進と質の確保

- 大都市特有の保育ニーズに的確に応えるため、0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなどの都独自の基準による認証保育所の設置を促進しています。
- 利用者のニーズにマッチしたサービス内容が広く都民の支持を得て、425か所設置されています。(21年1月1日現在)
- 引き続き、多様な事業者の参入を図るなど、設置を促進するとともに、利用者が安心してサービスを受けられるよう、質の確保を図る取組を進め、サービスの更なる充実を図っていきます。

設置促進に向けた取組

◇ 駅前5分の補助要件を緩和

「駅前徒歩5分以内」の開設準備経費補助要件を緩和することで、区市町村の必要に応じた整備が可能となり、さらなる設置が見込まれます。

◇ 開設準備のための新たな支援（待機児童解消区市町村支援事業）

開設前家賃や備品整備への補助、開設準備経費補助の上乗せなど、区市町村の地域の実情に応じた取組について支援します。

◇ 開設準備経費無利子貸付制度の充実

現在1,500万円となっている無利子貸付の上限額を3,000万円に引き上げます。

質の確保に向けた取組

【都の取組】

◇ 認証手続き・審査の厳格化

認証審査会への外部委員（公認会計士等）の活用や、申請書類等の充実を図ります。

◇ 運営指導・指導監督の充実強化

専門職（保育士・栄養士）を活用した運営指導を開設後早期に実施します。

職員配置、保育内容（給食等）、会計経理等についての指導監督を強化します。

◇ 財務状況の確認

事業者には財務諸表の提出を義務付け、財務状況の確認を行います。

◇ 研修の充実・人材確保の取組

施設長研修など、保育の質の向上に向けた取組や、再就職支援策による、人材確保を図ります。

【区市町村との連携】

◇ 区市町村による事業者の選定手続きについて、都・区市町村相互の連絡調整を密にします。

◇ 補助金交付手続きや、開設後の運営指導、巡回指導について区市町村との連携を強化します。

◇ 事業者との連絡会の実施などの区市町村の取組を促します。

【事業者への働きかけ】

◇ 職員向けのアンケートなど事業者による自主点検や、研修や情報交換会等の事業者団体による取組など、質の確保に向けた自主的な対応が図られるよう働きかけを行います。